

芝政観光開発株式会社に対する支援決定について

2011年3月3日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号。以下「法」という。)第25条第4項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

芝政観光開発株式会社(以下「対象事業者」という。)

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社福井銀行

3. 事業再生計画の概要:別紙参照

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣: 意見なし

厚生労働大臣: 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、対象事業者に対し、支援決定後、速やかに労働者との協議を行うよう指導するとともに、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

5. 事業所管大臣等の意見

経済産業大臣: 意見なし

6. 買取申込み等期間: 2011年3月3日(木)から

2011年3月23日(水)まで(機構必着)

7. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 商取引債権の取り扱い

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有

する貸付金債権等につき、実質的な債権放棄の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については、支援の依頼を行うものではなく、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

本支援決定についての機構の考え方は次のとおりです。

(1) 支援の意義

対象事業者は、夏季に稼働するプール施設を中心とするレジャー施設「芝政ワールド」を運営する会社です。芝政ワールドは、年間30万人超の集客力を有する北陸地方有数のレジャー施設であり、特に県外からの来園者がその大部分を占めるなど県外に対する強固な集客力を有しています。対象事業者は、当該地域・地方に多くの来園者を呼び込むことにより、長年にわたって地域経済の活性化に貢献してきました。また、対象事業者は、芝政ワールド内に存する広大な芝生(約62万平方メートル)を利用して、プールを営業している夏季以外の時期には様々な体験イベントを催し、近隣観光地・宿泊地が目指す滞在型観光の一翼として地域観光に貢献することとしております。

その他、広大な芝生等を広く地域住民に開放し、地域コミュニティ及び社会教育の場などとして活用されることによって、地域社会のつながりを強めることに貢献することとしております。

以上のとおり、機構が対象事業者の事業再生を支援することは、地域経済の発展及び地域社会の連携に貢献するものであり、十分な意義があると判断いたしました。

(2) 機構の役割

本件において機構は、①関係金融機関等調整、②1,000万円の出資、③新規融資(1億6,500万円)、④経営人材の派遣、について一定の役割を果たすことを予定しています。

①について、機構は、関係金融機関等に対して債権放棄等の金融支援を依頼することにより、過大な有利子負債を圧縮し、対象事業者の事業の財務体質の改善を図ります。関係金融機関等からの債権の買取りの申込みに基づき、債権の買取りを行うことも予定しております。

②及び③について、機構は、会社分割(吸収分割)により対象事業者から事業を承継する新会社に対し、普通株式を引き受けること、及び新規融資を行うことにより、大規模修繕費等の一部を提供し、対象事業者の事業の確実な事業再生を推進すべく支援します。

④について、機構は、上記新会社に経営人材を派遣することにより経営管理体制を強化し、対象事業者の事業が、安定した経営基盤を構築できるよう支援します。

以上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

①対象事業者 芝政観光開発株式会社(以下「対象事業者」という。)

②本社所在地 福井県坂井市三国町浜地45字高坪里1番地

③設立日 1973年5月1日

④資本金 2,500万円

⑤株式 発行可能株式総数 6万4,000株
うち発行済株式総数5万株

⑥主要株主

株主	属性	持株数	比率
前川政人	代表取締役社長	31,800株	63.6%

⑦事業 アミューズメント施設「芝政ワールド」の運営

⑧従業員数 30 名(2010年12月末日現在)

⑨主な事業所 本社(福井県坂井市)

⑩取引銀行 株式会社福井銀行(以下、「福井銀行」という。)

⑪関係会社 有限会社ジャパンエンタテイメント(以下「ジャパンエンタテイメント」という。)、株式会社芝政(以下「芝政」という。)、有限会社芝政農園(以下「芝政農園」という。)

⑫財務状況 (2010 年4 月期の決算数値)

売上高	12億3,666万円
営業利益	△4,498万円
純資産	△56億8,753万円
総資産	75億3,675万円

第2 支援申込みに至った経緯

対象事業者は、観光関連事業、飲食及び売店の事業を営む会社として設立され、その後1980年代にジャンボプールをオープンし、広く大衆向けのレジャー施設の管理運営に軸足を移してきた。レジャー施設としてジャンボプールを皮切りに、博物館、芝政美術レストハウス、アドベンチャーライダー、パットゴルフコース、アイススケート場や室内温水プール等を相次いで開設するなど県内外からの集客を強化し、1991年4月期には来客数が100万人を突破し、翌1992年4月期には売上高が40億円を上回るなど業績は右肩上がりに推移し、対象事業者

の施設は近畿圏や中部圏等からの集客も見込む北陸地方有数のレジャー施設として広く認知されるに至った。

しかしながら、バブル経済崩壊後のレジャー消費等の低迷により、対象事業者の営む芝政ワールドの来場者数は急減し、売上高は1992年4月期のピーク時から2000年4月期まで右肩下がりに約3分の1程度まで急減するところとなり、対象事業者の施設の建設等のために金融機関から借り入れた有利子負債が財務状況を逼迫させた。

1997年には福井銀行から元金返済猶予等の金融支援を受け、同年以降大規模な設備投資を抑制するとともに修繕費用も抑制し、また、2003年以降現在に至るまで金融機関より原則元本支払いを停止する等の金融支援を受けているところであるが、その後も業況の回復には至らず、対象事業者の収益力に比して過大な有利子負債を負担したままでは、抜本的な事業再建を行うことは困難と判断された。

そこで、対象事業者は、主力銀行である福井銀行と協議の上で、株式会社企業再生支援機構(以下「企業再生支援機構」という。)に支援を申し込むこととし、企業再生支援機構の支援の下、事業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続を確保することにより適正手続を担保した上で抜本的な事業再構築を行うこととしたものである。

第3 事業再生計画の概要

1. 事業計画

(1) 基本方針

当社が窮境に陥った主要な要因は上記のとおり過大な設備投資による収益力に比した過大な債務の負担であることから、現在非事業用資産化している資産の処分を行うとともに、設備投資と修繕費の戦略的コントロールにより合理的な範囲内で支出を抑制することとするを第一に掲げる(①)。

また、当社は、これまで来園客データ等の重要な経営データについて定常的な収集・整理を行っておらず、マーケティング方針(価格政策や集客方針等)や設備投資計画(上記「第2支援申込みに至った経緯」参照)などの重要な経営判断を感覚的なものに頼らざるを得ず、データによって戦略を構築するという意識が企業文化として欠如していたことから、合理的な経営判断をするために必要な経営データ・顧客意見を収集・分析する体制を築き、過去の営業戦略判断の誤りを抜本的に是正し、年間を通じた集客力を維持・向上させることを第二として掲げる(②)。

さらに、当社は、これまで近隣観光地や観光事業者と十分に連携することなく営業を行ってきたおり、近年当社周辺地域で進行している地域を挙げての協力体制の構築の動きに乗り遅れている状況にある。そこで、地域観光一体再生のリーディングカンパニーとして地域において突出している当社の夏季の集客力を地域に還元するとともに、夏季以外の時期については近隣観光地・宿泊地が目指す「滞在型観光」の一翼として地域との連携を強化する(③)。

(2) 具体的施策

① 設備投資、修繕費の戦略的コントロール

ア 非事業用資産の処分

当社が過大な債務を負担するに至った直接的な原因である過大な設備投資から決別すべく、園外不動産や現在閉鎖している博物館に収蔵されている美術品等の非事業用資産を売却・処分する。

イ 身の丈に合った投資と費用対効果の見極め

毎期のキャッシュフローから適切なCAPEX、修繕費の水準を見定めるとともに(身の丈に合った投資)、同水準内において費用対効果の見極めを行い優先順位づけを行う(費用対効果の見極め)。

ウ 不採算アトラクションの撤退

過去の実績から、大規模修繕して操業を継続するよりも撤去したほうが収益性が高まると判断されたアトラクションについては、大規模修繕が必要となるタイミングの手前まで操業し、大規模修繕のタイミングに達した時点で修繕せず撤去する。

② 年間を通じた集客力の強化及び営業戦略の見直し

ア プール営業期間の柔軟な運用

従来、プール営業期間については硬直的な運用がなされてきたが、需用状況に応じて営業期間に柔軟性を持たせることとし、年ごとの気候条件等を考慮して、営業期間を決定する。

イ 旅行代理店への団体旅行販売の再開

固定費ビジネスである対象事業者においては、入場者数を増やして、アトラクション、飲料・物販等で収益をあげることが得策と考えられることから、現在全面的に中止している旅行代理店を介した団体旅行の誘致を再開する。

ウ データに基づく経営管理の強化

上記ア及びイ記載の施策を戦略的に行う前提として、適時適切に経営データを収集し、分析するための体制を整備する。

③ 地域一体再生のための協力体制の構築

ア 夏季の強力な集客力を地域に還元

夏季における地域において突出した集客力を生かし、これまで積極的に行ってこなかった隣接する他観光地域・宿泊施設等のプロモーションを実施することを端緒として、地域一体での共同プロモーションを対象事業者がリードして企画する。

イ 近隣観光地の「滞在型観光」に貢献

また、特にプールを営業している夏季以外の時期にも来園して様々な体験ができることをPRし、地域の宿泊客が周遊するスポットの一つとして近隣観光地・宿泊地が目指す「滞在型観光」の一翼として地域観光に貢献する。

ウ 地域コミュニティ及び社会教育の場として貢献

その他、広大な芝生等を広く地域住民に開放し、地域コミュニティ及び社会教育の場などとして多様な用いられ方をすることによって、地域社会のつながりを強めることに貢献する。

2. 企業再編等

(1) 関連子会社の整理

ジャパンエンタテインメントについては速やかに清算手続を行うこととし、芝政及び芝政農園については対象事業者の事業に必要な資産等を対象事業者の事業を承継する新会社(次項で定義。)に譲渡した後に、速やかに特別清算手続に入る予定である。

(2) 会社分割

対象事業者は、新たに対象事業者の 100%出資子会社(以下「新会社」という。)を設立し、新会社の発行済株式の全てを企業再生支援機構に対して譲渡した後に、対象事業者の営む芝政ワールド事業及び同事業に関連する飲食・物販事業の全事業にかかる資産・負債を新会社に承継させる会社分割(吸収分割)を実施する(第二会社方式)。会社分割後の対象事業者(以下「旧会社」といいます。)については、特別清算手続を申立てる。また、新会社は、大規模修繕費等の一部に充てるため、企業再生支援機構に対し、普通株式 1,000 万円の発行を行い、企業再生支援機構がこれを引き受ける。

3. 金融支援依頼事項

金融機関等に対して、借入金等総額約 128 億 7,000 万円のうち約 123 億 2,700 万円についての金融支援を依頼する(なお、上記金融支援額は、非事業用不動産等を処分見込額で評価した数値である。実際には、非事業用不動産等に関しては処分連動方式により弁済を実施するため、最終的な金融支援額は変動する。)

4. 資金計画

上記の企業再生支援機構からの出資に加え、企業再生支援機構及び福井銀行からの新規融資等を受けられることを前提として、新会社が資金不足に至る懸念はない。

5. 数値計画

新会社の 2014 年 4 月期の売上高は現状からの減少を見込む一方、経常利益については約 4,800 万円の確保を見込んでいる。

第4 支援基準適合性

1. 有用な経営資源を有していること

対象事業者は、夏季に稼働するプール施設を中心とするレジャー施設「芝政ワールド」を運営する会社である。

当該施設は、年間30万人超の集客力を有する北陸地方有数のレジャー施設であり、特に県外からの来園者がその大部分を占めるなど県外に対する強固な集客力を有しており、当該地域・地方に多くの来園者を呼び込むことにより、長年にわたって地域経済の活性化に貢献している。

また、対象事業者は、芝政ワールド内にする広大な芝生(約62万平方メートル)を有し、特にプールを営業している夏季以外の時期に来園して様々な体験ができることをPRして、近隣観光地・宿泊地が目指す滞在型観光の一翼として地域観光に貢献するとともに、広大な芝生等を広く地域住民に開放し、地域コミュニティ及び社会教育の場などとして利用され、地域社会のつながりを強めることに貢献する。

2. 過大な債務を負っていること

対象事業者は、約128億7,000万円もの有利子負債を抱えており、収益力に比して過剰な債務を負っている。事業再生のためには、債権放棄等の金融支援が不可欠な状態にある。

3. 事業再生が見込まれることを確認するもの

(1) 申込みにあたっての主要債権者との同意等

対象事業者の申し込みは、福井銀行との連名で行われた。

(2) 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本利益率が2%以上、及び、有形固定資産回転率が5%以上、それぞれ向上することとなる。

(3) 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることとなる。

4. 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、本事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回るものと見込まれる。

5. 3年以内の機構の取得債権又は株式等の処分可能性

本事業再生計画の遂行により、対象事業者の財政状態は大幅に改善し、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンス等は十分に可能と見込んでいる。

6. 過剰供給構造との関係

本事業再生計画の実施により、対象事業者の「供給能力」の増加が図られるものではないため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針第19条における「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断した。

7. 労働者との協議の状況

対象事業者には労働組合はないが、直ちに従業員を対象とした説明会を開催し、協議を行う予定である。

第5 経営者責任

対象事業者の経営陣については、対象事業者の窮境原因についての経営責任を明らかにするためその全員が退任し、新会社の役員には就任しない。また、役員退職慰労金については、全員がこれを放棄する。

第6 株主責任

対象事業者の株主については、会社分割後の旧会社の特別清算手続の中で、株主に対する残余財産の分配が実施されず、結果的に株式が消滅することにより株主としての責任を果たす計画である。

以上